

13 世紀華北における地方行政の崩壊と誕生*

大阪大学文学研究科

青木 敦

序言

元明以降、中国の行政区分として「省」が置かれた。この「省」という語法の淵源は、元の行中書省に求めることができる¹。しかし、13 世紀の華北においては、元の機関と同時に広範に金の「行尚書省」などの地方出先機関が置かれ、史料上、「行省」「行部」「元帥府」などの機関名が多く見られる。これらは、時には「尚書省の事を行う」と読み得る例が少なくないが、金朝の権限、義軍²との関係を知る上で重要な機関であり、唐・北宋から受け継がれた金初期の制度とは大きく異なる。そして、元はこの河北（本稿では、当時の用法に従い、おおよそのところ「黄河以北」を意味する）において金末の制度を受継いだ面も大きく、制度史として考えた場合にも、また華北社会史として考えた場合にも、12 世紀から 13 世紀に至るこれらの諸機関についての考察は、少なからぬ重要性を持っていると考えられる。この分野については、後述のように義軍関係の論考が若干見られたものの、制度的研究は筆者が以前わずかに解明を試みて以降久しく行われなかったが³、近年王曾瑜氏が一定程度の研究を行った。しかし、この 13 世紀河北とくに金とモンゴルが争った混乱状態における王朝の対立状況の解明は決して十分とは言えない。その理由として、第一に、金については基本史料として僅かに『金史』がある他は、『大金集礼』、『遺山先生文集』、『歸潜志』など若干の史料に限られることがある。その総量は極めて少ない。また第二に、『金史』百官志が基準としているのは海陵の正隆年間（1156～60）ころから世宗期にかけて成立した統治の姿であり、貞祐南渡以降地方統治において路の諸機関や州県をも凌駕する指導力を持っていた、本稿第一節で紹介するような諸機関については、殆ど何も述べていな

* 2006 年 12 月 9 日「宋代石刻史料の研析其応用方法研讨会」（臺灣・花蓮・東呉大學）における報告ペーパー「十二世紀地方勢力中の王朝角色—從金宋石刻、官印史料談起」を加筆修正し、『科学研究費補助金 基盤研究（B）近代世界システム以前の諸地域システムと広域ネットワーク Working and Discussion Paper Series』No.1（2006.12 発行、ISBN 4-9902826-6-3）に「13 世紀華北における王朝と民間武装勢力—文献および出土官印から見た」に採録した。本稿はこれをさらに加筆修正したものである。なお、本稿は、最後に参考文献一覧は示したものの、行論上、シカゴマニュアル方式ではなく、脚注において随時文献を参照する形とさせていただいた。また、字体について、統一されてない部分もあるが、内容に関係するものではない。

¹ 前田直典『元朝史の研究』東京大學出版會、1973

² 義軍は現実には宋朝においても福建などにおいて小さからぬ領域を実効支配し、それと王朝との関係は、現実の政治構造を理解する上で無視できない。黄寬重『南宋時代抗金の義軍』聯經出版事業公司、1988。

³ 青木敦「金末行尚書省(行省)の沿革—特に金末河北社会との関わりを中心に」(発表要旨)『歴史学研究月報』347, 1988、青木敦「金末に於ける地方行政制度の変遷—行省・行六部・元帥府を中心として見た」(発表要旨)『史学雑誌』97-12, 1988、高橋弘臣「金末行省の性格と実態」『社会文化史学』27, 1991 などですでに述べている。

い。王氏の研究には、金末河北の諸官府として、行枢密院（行院）、行尚書省（行省）、元帥府などがあり、特に元帥府は乱立されていたことなどが紹介されているが⁴、本稿は王氏の研究と重複するところもあるものの、行院などは規模が小さく⁵、河北の金朝出先機関の中心はあくまで行省・元帥府であった点など、若干見方を異にするところもあるので、本稿では行論に即して私見を述べることにする。なお、今後、石刻史料をはじめ、官印などの出土資料に改めて光をあて、これらの問題を再検討する必要があるが、石刻資料については十分な史料博搜をまだ行っていない。しかし、従来の研究は必ずしも十分ではない。

なお、以下、第一節においては文献資料を中心としてこの時代の地方官府の概要を描き、また第二節では、出土官印を用いて、あらたに知り得る若干の知見を整理したい。ただ、この分野に関して豊富な史料を提供してくれる石刻史料に関しては、十分検討する余裕がなかった。

第一節 文献資料に見る金末河北と金朝諸官府

（1）行省

従来の研究においては、行省とは漠然と、中央の宰執が地方で事を行う臨時の官府、と考えられることも多かったが、王氏の研究からも明らかに実はそれは明昌年間（1190～06）ころまでに過ぎず、金末行省について研究は多くない。行台を行省と呼んだ海陵王の一時期を除いては、伐宋・治水などの目的を以って置かれ、事が終われば廃されるものであった。しかし蒙古が侵入してからは、行省は各地に継続的に設置され、その地が陥落するまで、数人の長官が入れ替わっていることも少なくない。つまり、もともと臨時的であったものが実際には継続的に置かれているのである。例えばこのような行省の継続的な設置を前提としている例は、『金史』38 礼志に載せられている「新定夏使儀注」である。これは正大2（1225）年の金夏講和によって定められたものと思われ、量としては卷38の半分以上を占め、夏国

各行省長官初任の場所

大定～明昌

僕散忠義（河南）・胥持國（大名）・馬琪（大名）・夾谷清臣（臨潢府）・夾谷衡（撫州）・完顏襄（臨潢府）

承安・泰和・大安

完顏裔（北京）・僕散揆（河南）・完顏宗浩（河南）・承裕（宣德）・獨吉思忠（宣德）

貞祐

初、抹撚盡忠（西京）・2年5月承暉（中都）・2年5月高霖（中都）・2年10月李朮魯德裕（大名）・2年11月完顏阿里不孫（遼東路*）・3年8月侯摯（河北）・3年10月僕散端（陝西〔平涼〕）・3年完顏白撒（平涼*）、4年2月胥鼎（河東*）

興定・元光・正大

李革（河東*）・蒲察五斤（上京*）・必蘭阿魯帶（益都*）・蒙古綱（山東）・僕散安貞（南京路*）・把胡魯（陝西〔京兆〕）・承立（陝西〔京兆〕）・完顏合達（陝西〔京兆〕*）・完顏素蘭（陝西〔京兆〕）

⁴ 王曾瑜『金朝軍制』（河北大学出版社、1996）、特に第3章。

⁵ 行院が置かれた場所を『金史』に徴すると、撫州（承安）、徐州（貞祐3年僕散安貞ほか）、帰徳（貞祐4年斐滿羊哥以降）、陝州（貞祐4年胥鼎）、河南（貞祐4年完顏從坦）、寿州（興定1～2年朮甲臣嘉）、許州（興定2年温迪罕達）、河北（興定3年僕散安貞、完顏訛可）、宿州（興定5年納合降福）、中京（開封。興定5年完顏惟弼・撒合輦）、鄧州（天興2年移刺瑗）であり、徐州・帰徳をのぞくと、貞祐から継続的に置かれたものはなく、管轄範囲も狭い。

使が往来する際の道中に於ける京兆行省、河南行省の役割が記されている。また中央の宰執の派遣という点について、ある各行省の長官の初代に任ぜられた人名を早い順番に並べてみると、表「各行省長官初任の場所」の如くなる⁶。*を付したのは、その前任地が行省が置かれた地と同じか、ごく近くである場合を示す。こうしてみると、貞祐南渡（貞祐 2 年、1214）以降は現地の地方官（官職は省略したが、完顔白撒は知臨洮府事、胥鼎と李革は知平陽府事、蒲察五斤は権遼東路宣撫使、必蘭阿魯帶は知東平府事、といった具合）が行省となるケースが激増する。その背後には、確かに、新たに行省に派遣すべき宰執の余裕が中央になくなったこともあると思われるが⁷、また現地の官の方が当地の事情に明るいということが考慮されたものと予想される。しかし、行省は参知政事以上の官で成立するから、二品以上であり、以下に述べる他の臨時機関より常に上位にあり、また行省こそが地方における最高権力機関であったことをうかがわせる史料は枚挙に暇がない。

（２）行部

また、「行部」なる官が金末にはしばしば登場する。無論、一般の用法として按察使などが管轄地内をまわることを、金においても行部と言う場合もあったが⁸、たいていは行六部（あるいは行戸部、工部、戸行部）尚書・侍郎・郎中・員外郎を指す。ただ行部すなわち行尚書六部といっても、それは必ずしも行尚書省に付属する六部を指すものではない。確かに初期においては、行台や行省の用に供するために行部が置かれたこともしばしばある⁹。だが例えば明らかに行省の置かれたことのない瀧州等の地に単独で行部が置かれたり、林州には行省は置かれず長く元帥府が置かれていたが、また後に見るように、その当時の義軍の将に与えたものと見られる出土官印に「林州行部造」という款が入っている例も見られる。こうした行部に当てられた者は、殆どすべてが大定以降であり、大定 2 年の蘇保衡以降、43 事例（同一人物が複数回なっている場合もある）を、『金史』、『遺山先生集』、『歸潜志』に数えることが出来る。かれらは現地においてかなり自由に行政事務を行うことが出来たようであり、例えば貞祐に華北において行六部侍郎となった侯行尚書六部事となった侯摯は、「儻假以便宜之權、使募兵轉糧」と便宜を許されている¹⁰。ところでその職務に関しては、この侯摯のみならず、ロジスティクスを担い敗死した転運使に替わって行六部を立てている事例も見られ¹¹、行部の主たる職分は、糧運の護送にあったようである¹²。

（３）元帥府その他

金末の河北出先機関として代表的なものは行省であり、また行六部についても述べたが、

⁶ 『金史』の事例を縦横に参照した結果であり、細かい論証過程は他日提示する予定である。

⁷ 三上次男「金代における尚書省制度とその政治的意義」『金史研究』Ⅱ、中央公論美術出版、1970、364 頁。

⁸ 『金史』12 章宗紀泰和 6 年 3 月己未の南京按察使、同 127 監察御史、『鴨江行部志』の行部（提刑使王寂）など。

⁹ 『金史』90 趙元伝、同 83「張浩伝」、同 81「白徳特離補伝」など。

¹⁰ 『金史』108 侯摯伝。

¹¹ 『金史』100 張煒伝。

¹² このことから、一時転運司が、増えすぎた行六部を兼任する命令も出された。『金史』14 宣宗紀貞祐 3 年 7 月甲申条。

その他にも行枢密院（しばしば行院と略される）、元帥府などがある。元帥府は特に一般的に見られるものであるが、元帥府は南渡直前の貞祐 2 年 2 月、北京（もと上京会寧府）に元帥府となった奥屯襄¹³を皮切りに、貞祐 2 年から興定 5 年にかけて、次々と置かれてゆき、確認できる設置場所は約 40 か所である¹⁴。行省とは別組織としておかれたものであるが、あくまで二品参知政事以上が長官となる行省に対し、元帥府の長官の殆どは元帥左右都監、左右監軍といった三品官であったから、上下関係としては常に元帥府は下にあったし¹⁵、また元帥府の設置がほぼ府州をベースとしていたのに対し、行省の場合は路規模であるから、行省が元帥府や行部より常に上位であったことは確かである。そして『金史』118「苗道潤」伝によれば、河北の州府官の統攝が取れなくなったために、李琛が元帥府の権限強化を説いたが、これに対して朝廷は山東行省・枢密院をして「行省在彼、自當俱聽節制、何待帥府」と、本来行省があるから元帥府はいらぬとした。あくまで行省の優位が示されている。ただ微妙な例もあり、例えば僕散揆が河南に行省となったが、配下の陝西元帥府が一地方を顚らにしたので、宣撫使の官品を 1 上げて従一品（平章政事と同じ）とし、京兆府事を宣撫使に充て、陝西元帥府を行省とともに牽制したとある¹⁶。原則的に行省が上ではあるが、命令に従わぬ場合もあり、官品上の上下関係が明確なものを元帥府の上司にあてて従わせた、というから、あくまで本来中央の宰執が派遣された行省が地方における絶対的な権限を持ちつつも、伝統的な官品の上下関係の裏打ちが必要とされたこともあった。なおこの陝西元帥府の長は元帥右監軍（正三品）の完顔充、河南行省僕散揆は平章である。

（４）金末河朔における金朝と義軍

さて、これら行省をはじめとする諸機関が、次のモンゴル帝国による漢地支配の原型が確立されていった舞台である河北で社会的に如何なる役割を果たしてきたかを、文献上、見ておきたい。

モンゴルの南下により、宣宗は首都を汴京、すなわち開封府に移したが、その後河北一帯は復し難いまでの破壊を被る結果となった。金朝は陝西・河南ではいまだしばらくは勢力を保っていたが、この広大な河北での主導権喪失が、脱脱らをして「宣宗南遷。天命去

¹³ 『金史』103 同伝。

¹⁴ 「～州元帥府」「～路元帥府」が多いが、婆速路、山東西路、南京路などもあり、またその多くは長官の名も不明である。

¹⁵ 王前傾論文（p.50）にもあるが、敷衍すれば、正二品の元帥職である左右副元帥、従一品の都元帥が地方で事を行う例がある。副元帥としては泰和 6 年（伐宋の際）の左副元帥僕散揆、興定元年の右副元帥完顔阿里不孫、興定 2 年左副元帥僕散安貞、興定 4 年左副元帥把胡魯の 4 例を見出しようが、いずれも「行尚書省元帥府于～」などと、行省と兼任になっており、また都元帥が地方で事を行ったのは伐宋に際しての宗浩、貞祐以降は承暉、僕散端の 4 名を検し得るが、宗浩と僕散端は都元帥を兼ねるとともに行省となっており（『金史』12「章宗紀」泰和 7 年正月丙申、101「僕散端伝」）、承暉も都元帥を拝されて、行省となった。元帥府は行省より上位にはなり得なかった。

¹⁶ 『金史』99 徒單鑑伝。なお、中華書局標点本は「僕散揆行省河南、陝西、元帥府雖受揆節制，實顚方面」と切っているが、通常の用法として、行省に地名を二つつけるケースは管見の限りなく、またもともと大定 5 年に置かれた陝西元帥府は河東南路の河中府に置かれたから（『金史』26 地理志「河東南路」）、この部分は、「僕散揆行省河南。陝西元帥府，雖受揆節制，實顚方面」と切るべきである。

矣」(『金史』108 贊)と言わしめた原因である。この河北の状況については、主としてモンゴル側の史料から、特に所謂「漢人世侯」などについて研究が行われてきた¹⁷。だが恐らく、現実には各軍事勢力(史料上しばしば義軍と記される)がモンゴルと金朝の間で政治軍事的に立ち回っていた。モンゴルにつき「漢人世公」と記録され、あるいは金につき「封建九公」と称された勢力もその一部である¹⁸。この九公とは、『金史』118 苗道潤伝によれば、右表の九公であり、みな宣撫使を兼ね、軍事のみならず官吏を署置し、徴税までも許されたという。13世紀初めには、金朝は河北の支配をほぼ完全に喪失しており、このいくつかの地方義軍が、徴税・防衛という国家の業務を行っていた。だが元側に比べ、この金朝と河北義軍の関係については、池内¹⁹・梁太済²⁰両氏の論考など、数は多くない。しかし、その中でも郷村義軍に与える官品秩序を定めた「貞祐三年の制」が明らかにされており、そこでは下から

【封建九公】

滄海公王福、
河間公移剌家奴
恒山公武仙、
高陽公張甫、
易水公靖安民、
晉陽公郭文振、
平陽公胡天作、
上黨公完顔開、
東莒公燕寧

謀克 — 千戸 — 万戸 — 副統 — 都統 — 総領提控

と秩序付けられたことが明らかにされている。しかし、金朝と義軍の具体的関連については、なかなか分からない部分も少なくない。

義軍の発生過程や本稿で問題とする金朝との関わりを特によく表しているものとして、この『金史』118 苗道潤伝がある。そこでも顕著であるが、貞祐南渡以後の河北において、州県官が軍事的な実力者によって占められていた状況は、『金史』109 許古伝に「州縣長貳官並令兼領軍職、許擇軍中有才略膽勇者為頭目、或加爵命以收其心、能取一府者即授以府長官、州縣亦如之」とあることから察せられる。

この時期、『金史』118「苗道潤」伝によれば、金朝が河北より撤退した後、この地域の金の権益を維持していたのは、苗道潤であった。貞祐初に「河北義軍隊長」となった彼は宣宗朝より権限を委譲され、宣武將軍・同知順天軍節度使事、さらに懷遠大將軍・同知中山府事・驃騎上將軍・中都路經略使・兼知中山府事、さらには中都留守を加えられ、この一帯の支配者となった。そして『金史』の同巻の贊によれば、「宣宗實録」を略述する形で、苗道潤が死してのち、易水公靖安民が苗道潤支配地域の西半分を高陽公張甫が支配したという。張甫が高陽公に封じられる直前には中都東路經略使、靖安民が易水公となる直前には中都西路經略使であったというから²¹、中都路經略使の地位を張甫と靖安民が東西に分割して、この地域の金朝の権益を代表したものと考えられる。だが北方および他の封建公の詳細については不明である(『金史』118 贊)。

17 愛宕松男「李壇の叛乱と其の政治的意義—蒙古朝治下に於ける漢地の封建制とその州県制への展開」『東洋史研究』6・4, 1941、愛宕松男「元朝の対漢人政策」『東亜研究所報』23, 1943、池内功「モンゴルの金国経略と漢人世侯の成立」(1)~(4)『創立三十周年記念論文集』1980、『四国学院大学論集』46, 48, 49, 1980~81。

18 王前掲書 pp.63-68 に、封建について述べられている。『金史』110「趙秉文」伝によれば、彼の建言にしたがって遷都、導河とともに封建が決定されたという。

19 池内功「金末義軍制度の考察」『社会文化史学』16, 1978。

20 到何之「關於金末元初的漢人地主武装問題」『内蒙古大学学报』1978・1。到何之は梁氏。

21 『金史』118「苗道潤」伝、「靖安民」伝。

『金史』118 に伝の立つ所謂「封建九公」の九公に至る出身および遷官過程を見てみると、以下のようになる。

- 武仙：道士→威州刺史→知真定府事→…→恒山公
- 王福：河北義軍→摂濱州刺史→滄州経略使（同知横海軍節度使事）、同知東平府事、權元帥右都監→滄海公
- 移剌衆家奴：「積戦功」→河間路招撫使、遙授開州刺史、權元帥右都監、賜完顔²²→河間公
- 靖安民：苗道潤の義軍（謀克→千戸→總領→萬戸→都統）、遙授定安縣令、遷涿州刺史、遙授順天軍節度使、充提控、遙授安武軍節度使（興定元年）、知德興府事、中都路總領招撫使、中都路経略使李癘驢より易州以西を受け持ち中都西路経略使（興定三年）→易水公。
- 胡天作：管州人、少中大夫、管州刺史、遙授同知太原府事、同知平陽府事、晉安・嵐州等の元帥府の便宜により招撫使、權元帥左都監→平陽公
- 郭文振：承安二年進士、從宜都提、遙授中都副留守、權元帥左都監・行河東北路元帥府事、權元帥右都監（行元帥府事）→晋陽公
- 張開：景州にて團結郷兵、遙授同知清州防禦事、兼同知觀州事、同知觀州軍州事、觀州刺史、權本州経略使、（賜姓完顔）、遙授澤州刺史、遙授同知彰德府、總領提控、潞州招撫使、權昭義軍節度使、遙授孟州防禦使、權元帥左都監・行元帥府事→上黨公
- 燕寧：莒州提控、累官して遙授同知安化軍節度使事、山東安撫副使→東莒公
- 張甫：元に帰順、李癘驢の招を受け、張進と金に。中都路経略使²³、中都路経略副使、中都東路経略使、遙授同知彰德府事、權元帥右都監→高陽公（のち完顔を賜姓）

例えば張甫の場合、はじめ元の側についており、招安に応じて金に鞍替えした。彼を承制し（実質的に中央の同意のもとに）中都路経略使としたのは東平行省蒙古綱であり、また、中都路経略使苗道潤が死んでから李癘驢を中都路経略使の後任に据え、張甫と張柔を副としたのは河北行省侯摯であった。なお中都東路経略使李癘驢はまもなく元の側に寝返り、張甫が中都東路経略使となる。行省は通常は中央との連絡のもとに経略使レベルの人事を行っており、金朝側の機関として行省・元帥府・経略使があつたけれども、その中で金の重臣が長官を勤め、基本的に王朝との連絡の元に行動していたのは行省のみであり、経略使²⁴や元帥府には義軍出身者が少なくない。そして封建九公が封ぜられる直前の官とは、

²² 完顔の賜姓については林瑞翰「晚金国情之研究」『大陸雜誌』16・6～7（1958.3～4）。金末の完顔姓には義軍の頭領が少なからず含まれていたであろう。

²³ 『金史』118 同伝に興定元年のこととして、「東平行省蒙古綱、承制し、甫を中都路経略使に、〔張〕進を経略副使に除す」とあるが、貞祐4年より苗道潤が中都路経略使であり、不詳。

²⁴ 経略使として、義軍出身である可能性があるのは、管見の限りでは、天眷2年の李彦琦、張中彦、慕洧（以上『金史』79）、河北の宣撫司を廃止し経略司を置いた貞祐4年6月

上に見られるようにおおむね、経略使や元帥府職であった。そして、上に見た行省、元帥府、行部等と、これら義軍出身勢力とは如何なる関係にあったであろうか。『金史』118 苗道潤伝が伝えるところからは、先に見たように、相互に争う州府官統制のために元帥府を置くという苗道潤の提案に対し、中央は「行省があるからよい」と言っているし、苗道潤と賈全・賈禹との争いに際して元帥府に統括させ、また頭目の苗道潤を失って靖安民を中心に放浪していた苗道潤軍が潞州行元帥府に属する案が出たりしている。しかし元帥府自体は義軍の府であった可能性は高い。史料上、元帥府は40以上の地域に見られるが、右都監、左都監といった長官職に金朝の忠臣を据える人材的余裕は貞祐以降はすでに失われており、様子を見て金と元を両天秤にかけていた義軍の世界で、彼らを統制しようとした王朝側機関の中心とは結局行省であった。

第二節 出土官印に見る金末地方官

本節では、金末の義軍勢力と金朝諸官府の関係を、印譜所載のものに加え、近年出土した来歴の比較的明確な官印諸例を手掛りとして、検討したい。なお、こうした官印を利用した研究として、隋、唐、宋代官印について少なからぬ研究が存在し²⁵、また特に歸義軍節度使といった文獻史料の少ない課題に関しては、官印が重要な持った史料となっている²⁶。印譜として知られているものは、古くは明代の顧從徳『集古印譜』があり、道光には瞿中溶が漢魏より宋元にいたる官印900余を収集した『集古官印考証』（以下、東洋文庫蔵『集古官印攷』参照）、その後羅振玉『隋唐以来官印集存』、『貞松堂唐宋以来官印集存』、また羅福頤が『印譜考』をはじめ様々な官印書が編まれた。

そして特に約15年前、金の官印については、景愛『金代官印集』（文物出版社、1991、以下『官印集』）が出された。ここには001から554までの番号のふられた官印が集められている。さて、金朝の官印を見てみれば、そこにはいくつもの情報が含まれている。印面に通常篆書で陽刻または陰刻された印文がまずあり、そのほかに、印の背に楷書で鑿款が記されていることが少なくない。主として鑿款には、印文そのもの、製造年月と思われる年月、製造者、の3つが見られる。

まず『金史』58 百官志「印制」によれば、

百官之印。天會六年、始詔給諸司、其前所帶印記無問有無新給、悉上送官、敢匿者國

以降では、紇石烈牙吾塔、完顔蒲刺都、完顔阿隣、古里甲石倫（進士）、苗道潤、張開、完顔仲元、王副、武仙、張甫、靖安民、劉鐸、王佐（『金史』111,103,118,122）といった人物が挙げられる。

²⁵ 宋代に関しては、王裕民「快雪時晴帖鈐印の新發現—宋代官印研究一」・「試論平安何如奉橘帖上的「平海軍節度使之印」—宋代官印研究二」・「宋朝三省官印初探—宋代官印研究三」『故宮文物月刊』15・3・4・5,1997。隋唐の官印研究のレビューは程義「二十世紀隋唐官印研究的回顧與展望」『中国歴史文物』2006・3 参照。金の特定印については高橋學而「遼寧省本溪市出土金總領提控所印について—出土官印より見た金末東北の混亂」『古代文化』50・4, 1998。

²⁶ 森安孝夫「河西歸義軍節度使の朱印とその編年」『内陸アジア言語の研究』15,2000 はパリ敦煌文書等世界の史料を広く集めている。

有常憲。至正隆元年、以内外官印新舊名及階品大小不一、有用遼宋舊印及契丹字者、遂定制、命禮部更鑄焉。

とあり、天會 6 (1128) 年に始まった印制については、さらに正隆元 (1156) 年には内外の官印を統一的に尚書礼部で鑄することなどが定められた²⁷。景愛氏は全体を

- 卷 1 「尚書省及所属部院庫司印」
- 卷 2 「地方州県官印」
- 卷 3 「地方諸司印」(安撫、経略など)
- 卷 4 「諸記」(酒務記など)
- 卷 5 「句当公事印宣差印應辦所印」
- 卷 6 「元帥府印諸 = 印」(= : 人ベンに糸の小のないの、右は礼の右)
- 卷 7 「猛安謀克印」
- 卷 8 「万戸印」
- 卷 9 「都統印」
- 卷 10 「副統印」
- 卷 11 「都尉辺将彈压総押総領印」(都彈压、総領、副総領など)
- 卷 12 「提控印」
- 卷 13 「提控所印」
- 卷 14 「耶律留哥蒲鮮万奴劉永昌張致印」

にわけ、すべてにわたって印面を載せ、分かる限りにおいて発掘地点、寸法、鑿款、所蔵あるいは所載印譜などのデータを載せている。また末尾に「金代官印綜述」として所見を述べている。

本稿執筆時点では、まだこれら膨大な資料の総合的分析を行う余裕がなかったが、個人の所蔵印などが多く含まれるこれら印譜には、しばしば偽作や誤りが含まれる可能性あり、むしろ『官印集』に見られる大量の事例を用いて、印譜や出土記録と縦横に対照させることにより、印譜および出土品自体の信頼性の相互確証を試みることもできるであろう。今後の課題である。ただ本稿では、本書が発刊されて後の発掘データ、また印面が得られなかったために景氏が採録しなかったのでであろう印譜所載の記録も含め、主として考古学雑誌や若干の印譜から、これを補う 41 例を収集した。それが末尾の表「金朝官印情報一覧表」である。今後この表と『官印集』を分類しなおす作業がなお残されている。また、ここに付された番号は、一見乱れているが、今後の再整理を目的としつつ、本稿では敢えて現状のまま番号を掲載した。

しかしながら、「金朝官印情報一覧表」を見ると、必ずしも礼部製造の原則は金末まで貫徹されておらず、その鑄造時期等は金朝の政治過程に大きく依存していることが分かるであろう。ここで、まず金朝史の歴史過程において、政治上重要な分岐点となる、貞祐 2 (1214) 年 5~7 月の宣宗による汴京 (南京、北宋の開封府) への実質的な首都移動 (「貞祐南遷」)

²⁷ さらに『大金集禮』30 印には「禮部、自来鑄印方寸制度、下項 (依正隆元年省批)」とあって三師三公以下の印の寸法などが記されている。

と、正大9（1232）年、哀宗による南京の放棄、歸徳府、蔡州等への逃亡という二大事件を区分軸として、官印の変遷を次の3期に区分して見ることにする。

I 期（0-1～13）：貞祐南渡（2年5月）より前

II 期（14～0-35）：南渡以降正大年間（1224～31）まで

III 期（28-36～0-43）：天興（1232）以降

I 期

まず、『金史』によれば、「内外局分印合を造るを掌る」のは、文思署（明昌7年より祇應司に省入）が属する少府監であった²⁸。北宋においてすでに鑄印のことは工部の文思院に属する少府監の鑄造に係ることとされていたから²⁹、これを承けたものであろう。事実、北宋官印は、その多くに「少府監鑄」との款が見られる³⁰。しかしながら、この時期にあって注目すべき金朝官印の変化は、大定20年代のあるときを境として、少なからぬ猛安謀克印が「少府監造」とされていた状態から、猛安謀克印がほぼ消滅して、萬戸等への礼部による官印鑄造に変化していることである。『大金集禮』30「印」には、

大定二十四年二月奏稟、禮部呈、車駕行幸上京、契勘行尚書省御史臺并左右三部、各有合用印信擬、乞依見用大小制度、另行鑄造。從之。

とあるから、これを境として礼部が鑄造を行うようになったという推測もあり得よう。また猛安謀克について、12世紀前半海陵王の時代以前にすでに多くの猛安謀克が華北に移住させられており、世宗時代にはそれらが弱体化し、またそれに対する様々な処置が行われたとされる³¹。猛安謀克の官印の事例が大定20年代を境としてほとんど見られなくなることも、これと密接に関連するのであろう。

なお、これと宋の官印制、および官印を対応させると若干の新知見が得られる。以下、沿革を略述すると³²、宋においては初め、文思院は少府監に属していた³³。しかし紹興初めには、すでに少府監は工部に歸しており、少府監の鑄印司などの組織改変があったところから、少府監の鑄印業務が工部の下に置かれたようになったとともに、文思院も人事の上などで工部直属となり³⁴、恐らくは従来少府監の管轄であった多くの業務が、工部の業務と考えられるようになったのであろう。ところで、宋代官印の鑄造は、紹興年間より文思院

²⁸ 『金史』56 百官司「少府監」。

²⁹ 『宋史』165 職官志「少府監」「凡進御器玩、后妃服飾、雕文錯綵工巧之事，分隸文思院、後苑造作所，本監但掌造門戟、神衣、旌節，郊廟諸壇祭玉、法物，鑄牌印朱記，百官拜表案、褥之事」。

³⁰ 『集古官印攷』15 所収の北宋印に顕著に見られる。発掘された報告書も同様であり、例えば北宋禁軍の銅印の例として、「廣勇第一軍第八指揮第四都朱記」と陰刻された中国河北省出土印には、「元豐二年」との款とともに、「少府監鑄」とある（劉震「河北遵化発現宋代軍印」『文物』1990・9）。遼の官印にも「少府監造」が多い。

³¹ 三上次男「猛安謀克制の研究」『金代女真の研究』満日文化協會，1937。

³² 龔延明『宋代官制辞典』中華書局，1997の「少府監」「文思院」の項は参考に値するが、以下史料を挙げつつ述べる。

³³ 『宋会要』職官 29-1「文思院」。

³⁴ 『宋会要』職官 29-2「文思院」紹興3年3月7日。

と刻されるようになる。例えば『集古官印攷』15に集められた宋の官印を見ると、

紹興十年鑄「單州團練使印」

乾道三年鑄「忠州團練使印」

淳熙十年鑄「均州防禦使印」

が、「文思院」となっており、この間に少府監鑄のものは見られない。

このことは恐らく、紹興3年の少府監の実質的廃止により³⁵、工部直属の文思院が鑄造の事を掌るようになったことを背景とするのであろう。

Ⅱ期～Ⅲ期

続いてこの時期の官印は極めて特色があり、省差(20-26)、経略使(0-30)などを除くと、「貞祐三年の制」に定められた義軍のものが突如増加している。最末期の天興年間に見られる招撫副使(31-39、33-42)も、前に述べた通り、義軍関係である可能性が高い。そしてこれらは、鑄造機関によって、

1類：中央の礼部(行宮礼部)の所造にかかるもの。

2類：それ以外。

に分けることが出来る。するとそこには、地域的な特色が見られる。もともと博物館所蔵の印には発掘・発見の過程が不明なものもあり、また筆者も現段階では調査が十分でなく、あらためて精査の必要があるが、1類の礼部所造の印は陝西や河南など金朝が直接支配していた地域からの出土が比較的多く見られる。例えば陝西省神木縣出土の21-27や、河南省南陽縣出土の17-23などであり、陝西や河南が多く見受けられる傾向性がある。なお、南陽縣は鄧州の故地だが、鄧州にはのち行院や行省が置かれ、常に対宋の重要拠点であった。一方、貞祐南渡直後の貞祐2年8月の0-14は河北省灤平縣出土であるが、恐らく当時は河北の金朝直接支配の最終局面であったろう。

これに対して2類の各印は、現段階で言いえることは、すべて河朔・山東の諸機関で作られたか、今の河北省で発見されたもの(11-16、13-19)である(今後例外が出る可能性無しとは言えない)。製作者の地名が分かるものを、その製作機関によって5つに分類し、見てゆきたい。以下、対応数字が入っていない場合は、表を随時参照されたい。

注意すべきものとしてまず行部が上げられる。山東、林州、大名が見られる。それぞれ印の作られた時点で、山東(貞祐3年7月、5年2月)には侯摯率いる山東行省が、また林州(興定2年7月)には林州元帥府があったと思われるから、行部は行省や元帥府の下で、官印鑄造に当たっていたのであろう。次に、正大年間に複数見られる「恒山公府」であるが、言うまでもなくこれは九公の筆頭、恒山公武山の府である。本表以外にも、『官印集』には「萬戸所印」(「天興元年造」「恒山公府」269番)、「都統所印」(「恒山公府」「天興元年造」343番)、「副統之印」(「恒山公府」「開興元年四月造」376番、天興の誤か)があり、経略使、副統、提控、都統などの印を鑄造しているが、正大年間にはついに、義軍統摂を封建公に依頼するまでに、金朝の河北直接支配が後退していた実態が現れている。しかし、地方の大義軍に実質的に官印を通じた義軍支配を委ねた可能性が非常に高いことは、

³⁵ 『要録』22 紹興3年4月庚申条は少府監は復されず、その事は将作監がおこなったとする。

すでに貞祐5年の中都路経略司が副統印や万戸印の鑄造にあたった事実にも現れている(同表以外にも、『官印集』053, 261に同年の中都路経略司造のものが見られる)。なぜなら、貞祐4年より5年(=9月より興定元年)にかけ、苗道潤は懷遠大將軍、同知中山府事となり、その2ヵ月後より驃騎上將軍・中都路経略使兼中山府事に昇り、中都留守も加えられ経略使をも兼ねており、貞祐5年に「中都路経略使」であった可能性が極めて高いからである³⁶。なお、天興年間に現れる「総部」は六部の総称ではないかと想像され、「行宮礼部」の延長と理解できるかもしれないが、後考に待つ³⁷。

すなわち、貞祐南渡後の出土官印の大部分が貞祐三年の制により義軍に与えられることとなった官名を印面としており、傾向として陝西・河南は中央政府の礼部が製造してるが、山東河北は、出先機関としての行部(あるいはその上級の行省、元帥府)か、義軍の府そのものが作っていたということは言える。これを文献に当たれば、貞祐南渡直後、張翰が「三曰防亂、謂當就集義軍假之官印、使相統攝、以安反側」³⁸と建策したことが、まさに出土官印に現れている、と言えるのである。付言するならば、考古学雑誌の記事に見られる印と、集古官印攷の記事にある印とは、その印款、年、製造者などとの対応において、概ね矛盾なく、印譜の信頼性が必ずしも低くないという印象を与えられる。

結語

以上、金末という史料の極めて限られた舞台において、残された文献史料と、官印という出土資料の両面から実態の解明を目指した。文献資料から知りえる、世宗朝における猛安謀克の衰退、貞祐南渡以降の河北での支配権喪失と義軍勢力の組織化、金朝支配拠点としての新たな機関である行省・行部・元帥府などの設置、義軍への依存とその統制の困難、といった諸局面は、官印の出土状況等から、裏付けられたと言える。さらに加えて、大定年間、礼部の官印鑄造に何らかの変化があったことも、『大金集礼』の記事から推測できる。さらに官印からは、義軍が千字文によって名づけられていたこと、陝西や河南においては、最末期の天興ころまでは、中央が直接義軍を統括できていたであろうこと、さらに封建九公のうち、武仙が際立った地位を見せていることなども知り得る。

本研究の活動において、数度の国際シンポを含む様々な活動を行ってきた。中国王朝のうち「宋」における様々な制度的転換については他の論文などでも述べたとおりであるが、残されたより大きな視点からの課題として、13世紀華北の制度・政治があった。本稿はこれに焦点をあてたものであるが、ある意味でこのモンゴルの南下に押されて金朝が開封に遷都してからモンゴルの支配が確立するまでの13世紀前半の混乱状態は、実はその後の中国王朝の地方政治・行政の誕生の場であった。すなわち、以前にも筆者が述べたとおり、

³⁶『金史』118 同伝「貞祐四年，復以功遷懷遠大將軍、同知中山府事。再閱月，復戰有功，遷驃騎上將軍、中都路経略使、兼知中山府事。頃之，加中都留守、兼経略使。」

³⁷ 天興年間には、モンゴルによる極度の圧迫下にあつて、尚書省の左右司は統合され、六部もほぼ合一されたという(三上次男「金代における尚書省制度とその政治的意義」『金史研究』Ⅱ、中央公論美術出版、1970、p.366)。あるいはこれを指すのか。

³⁸『金史』105 張翰伝。

中国王朝が支配を主張する地域における人口成長・経済活動の活発化、それに対する行政拠点の固定化（県数はほぼ固定化しており、王朝はしばしば一つである）というアンバランスがもたらす一つの帰結として、県の地位の低下、そして路一省の成長・固定化という長期的な傾向が見られた³⁹。金・貞祐以降の華北においては、金王朝は行尚書省をほとんど唯一の政治拠点として維持していたが、余は元帥府・経略使に至るまで、相当程度実態は義軍であった。そしてこの「義軍」とは封建九公の張昺に代表されるように、しばしば情勢に応じて金とモンゴルの間の双方に接近していた⁴⁰。金が頼った大勢力である封建九公は、「官吏を署置し、賦税を徴収し、賞罰・號令は便宜を以て之れを行うを得」⁴¹とあるように、官僚制度の設置、徴税など、現実に小型王朝とも言える権能を許されており、またそれゆえに封建と称されたわけであるが、モンゴル側にあって認定されたこうした大勢力は漢人世侯であった。この王朝権力の空白地帯にあって、最終的に事態を収束するであろう大勢力、すなわち貞祐（1213～）初年までの金朝、これより後のモンゴル、という二つの巨大国家の出先機関は、「行省」にほかならなかった。もし金が行尚書省を置かなければ、モンゴルは河北に置いた機関を漢字で行中書省とは名乗らなかったであろう。出先機関をそう名乗ることにより、モンゴルは無数の河北の義軍に対し、金に代わる大王朝たる地位を主張できたのである。そして河北に始まった行中書省の名称を華中華南にまで広げてしまったので、「省」の名称が、場合によっては唐宋の「道」「路」に即した規模であっても、定着してしまった。たしかに経済的な成長は13世紀前後より、華中・華南において顕著であった。しかし宋代の「路」の曖昧さ・中途半端さを解決した強力な行政的権限を持つ「省」という制度的枠組みは、13世紀前半の河北のカオスを揺籃とし、モンゴルによって中国大陆全土にもたらされたのである。

³⁹ 青木敦「宋代地方官考課制度の基調」『アジア文化研究』別冊11「都市と平和 魚住昌良・斯波義信両教授記念号」（国際基督教大学アジア文化研究所, 2002）

⁴⁰ 到何之前傾論文参照。

⁴¹ 『金史』118「苗道潤」伝。

「金朝官印情報一覧表」

番號	印面	鑄造年	製作者	出典
0-1	熟伽泊猛安印	正隆元年十月	内少府監造	黒龍江古代官印集,J215
1-2	拽達懶猛安之印	正隆元年十一月	内少府監造	考古 84-11,J218
0-3	利涉縣印	正隆二年正月	内少府監造	考古 83-11,J049
0-0-4	勾當公事之印	正隆六年八月	汴京少府監造	集古官印攷 15
3-5	知審計院事印	大定五年閏五月	禮部造	滿州金石志 3,J023
0-6	斜黒謀克之印	大定九年九月	少府監造	故宮博物院院刊 88-1
4-7	阿設罕謀克印	大定九年九月	少府監造	『金史論稿』307 所引『東北石印鉤沈』,J226
0-8	曷蘇昆山謀克之印	大定十年七月	少府監造	文物 93-12
5-9	山東路副統軍之印	大定廿六年七月#	尙書禮部造 #	文物 73-11,J356
6-10	省差順字號印	泰和八年十月	禮部造	文物 85-5,J158
7-11	會州勸農之印	[承]安四年九月	[禮]部造	考古 61-6,J081
8-12	行軍萬戸人字號之印	大安三年四月	禮部造	河南文博訊 80-4,J271
9-13	副統之印	貞祐二年正月□□	平州造	滿州金石志 3,J358
0-14	神字號行軍萬戸所印	貞祐二年八月	禮部造	考古 96-7
10-15	副統歲字之印	貞祐三年五月	行宮禮部造	滿州金石志 3,J361
11-16	都統之印	貞祐三年	軍帥所造	文物 73-11,J301
12-17	忠孝軍閏字号萬戸印	貞祐三年七月□日	山東行部造	考古 86-6,J258
0-18	都統之印	貞祐四年二月日	山東□□□ ¹	故宮博物院院刊 88-1
13-19	萬戸之印	貞祐四年	萬戸所造	文物 84-5
14-20	傳字號行軍萬戸號行軍萬戸所印	貞祐五年	山東路行部造	文物 59-3
15-21	副統之印	貞祐五年	中都路經略司造	文物 73-11,J370
16-22	萬戸所印	貞祐五年	中都路經略使司造	文物 84-5,J262
17-23	都統所聽字印	興定元年九月	□□禮部造	文物 85-5,J339
18-24	提控所榮字印	興定元年九月	行宮禮部造	集古官印攷 16
19-25	都統盈字之印	興定二年七月	林州行部造	中原文物 81-2
20-26	省差竭字之印	興定二年十一月	行宮禮部造	集古官印攷 16
21-27	薛州宣義軍第三指揮使記	興定六年正月	行宮禮部造	考古與文物 81-2,J407
22-28	副統約字之印	元光二年正月	行宮禮部造	集古官印攷 16,金石索,J373
23-29	提控之印	正大二年十月 日	大名行部造	集古官印攷 16,隋唐以来,J440
0-30	經略使印	正大三年九月 日	恒山公府造	文物 94-11
24-31	成字都統所印	正大四年十一月	行宮禮部造	集古官印攷 16,J340
25-32	副統忘字之印	正大五年四月	恒山公府造 ²	考古 82-5,J375
26-33	提控所歸字印	正大五年四月	恒山公府造	考古 82-5,J494
27-34	都統出字之印	正大五年五月	恒山公府造	集古官印攷 16
0-35	都統李字之印	正大八年正月	恒山公府造	文物 94-11
28-36	提控所印	天興元年六月	中京總帥府造	集古官印攷 16,J488(中□□□□造)
29-37	都統之印	天興元年	行部造	集古官印攷 16,隋唐以来,J311
30-38	義軍萬戸之印	天興元年	行部造	滿州金石志 3,J268
31-39	招撫副使之印	天興元年	總部造	滿州金石志 3,J087
0-40	行元帥府經歷司印	壬辰年十二月 ³	保垣州帥府造	考古 90-1
32-41	都統之印	天興二年閏七月	禮部造	考古 83-9,J313
33-42	招撫副使之印	天興二年	□部造/J:總部造	文物 85-5,J087(文物対応未確認)
0-43	都統之印	天興二年二月	潁州總帥造	文物 93-12、考古 95-1

1 李懷瑤「幾方宋金元明官印考釈」『故宮博物院院刊』1988-1 に「金制官印、由禮部掌握鑄造和頒發。到金代晚期、戰爭頻繁、機構重疊、增加了許多鑄造印的機構。這時、印背上便出現了“行宮禮部造”、“上京行六部”、“大名行部造”、“山東行部造”等不同字樣（『黒龍江古代官印集』）。此印印背隱約可看出“山東”二字、原刻全文當是“山東行部造”とある。

2 釈文では「恒山公府造」となっているが、明らかに恒山公府造であろう。

3 1232 年、天興元年と推測される。

○ J 311 は、景愛前掲書の印番号 311 を表す。

【文献リスト】

- 青木敦, 1988a, 金末行尚書省(行省)の沿革—特に金末河北社会との関わりを中心に」(発表要旨)『歴史学研究月報』347
- , 1988b, 「金末に於ける地方行政制度の変遷—行省・行六部・元帥府を中心として見た」(発表要旨)『史学雑誌』97-12
- , 2002, 「宋代地方官考課制度の基調」『アジア文化研究』別冊11「都市と平和 魚住昌良・斯波義信両教授記念号」
- , 2006, 『科学研究費補助金 基盤研究(B) 近代世界システム以前の諸地域システムと広域ネットワーク Working and Discussion Paper Series』No.1
- 池内功, 1978, 「金末義軍制度の考察」『社会文化史学』16
- , 1980-81a, 「モンゴルの金国経略と漢人世侯の成立」(1)『創立三十周年記念論文集』
- , 1980-81b,c,d, 「モンゴルの金国経略と漢人世侯の成立」(2)～(4)1980, 『四国学院大学論集』46, 48, 49
- 愛宕松男, 1941, 「李壇の叛乱と其の政治的意義—蒙古朝治下に於ける漠地の封建制とその州県制への展開」『東洋史研究』6-4
- , 1943, 「元朝の対漢人政策」『東亜研究所報』23
- 高橋學而, 1998, 「遼寧省本溪市出土金總領提控所印について—出土官印より見た金末東北の混亂」『古代文化』50-4
- 高橋弘臣, 1991, 「金末行省の性格と実態」『社会文化史学』27
- 前田直典, 1973, 『元朝史の研究』東京大學出版會
- 三上次男, 1970, 「金代における尚書省制度とその政治的意義」『金史研究』Ⅱ、中央公論美術出版
- , 1937, 「猛安謀克制の研究」『金代女真の研究』滿日文化協會
- 森安孝夫, 2000, 「河西婦義軍節度使の朱印とその編年」『内陸アジア言語の研究』15

【中文】

- 王裕民, 1997a, 「快雪時晴帖鈐印の新發現—宋代官印研究一」『故宮文物月刊』15-3
- , 1997b, 「試論平安何如奉橘帖上的「平海軍節度使之印」—宋代官印研究二」『故宮文物月刊』15-4
- , 1997c, 「宋朝三省官印初探—宋代官印研究三」『故宮文物月刊』15-5
- 王曾瑜, 1996, 『金朝軍制』河北大学出版社
- 李懷瑤, 1988, 「幾方宋金元明官印考釈」『故宮博物院院刊』1988-1
- 到何之, 1978, 「關於金末元初的漢人地主武裝問題」『內蒙古大學學報』1978-1
- 林瑞翰, 1953, 「晚金国情之研究」『大陸雜誌』16-6～7
- 景愛, 1991, 『金代官印集』文物出版社
- 程義, 2006, 「二十世紀隋唐官印研究的回顧與展望」『中国歷史文物』2006-3
- 黃寬重, 1988, 『南宋時代抗金的義軍』聯經出版事業公司
- 劉震, 1990, 「河北遵化發現宋代軍印」『文物』1990-9
- 龔延明, 1997, 『宋代官制辭典』中華書局